

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

<p>制 度 名</p>	<p>エネルギーの共同利用のための設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の創設</p>				
<p>税 目</p>	<p>所得税</p>				
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>エネルギーの共同利用に資する対象設備を取得し、一年以内に事業の用に供した場合、当該事業年度において、その取得価額の 30%に相当する額の特別償却（中小企業者は、取得価額の 7%の税額控除との選択が可能）を認める措置の新設。</p> <table border="1" data-bbox="874 902 1489 994"> <tr> <td data-bbox="874 902 1220 994"> <p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p> </td> <td data-bbox="1220 902 1489 994"> <p>0 百万円 （－ 百万円）</p> </td> </tr> </table>			<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>0 百万円 （－ 百万円）</p>
<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>0 百万円 （－ 百万円）</p>				
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>日本の都市を、温室効果ガスの排出が少ない「緑の都市」としていくため、中長期的な環境基準の在り方を明らかにしていくとともに、都市計画の在り方や都市再生・再開発の在り方を環境・低炭素化の観点から抜本的に見直す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>エネルギーの共同利用の典型である地域冷暖房は、個別熱源方式でのエネルギー消費に比べ、平均して約 1 割の効率改善を生み出すなど、地球温暖化対策に大きく寄与するものである。京都議定書目標達成計画や国土交通省成長戦略においても、エネルギーの共同利用は、我が国の温室効果ガス排出削減約束を達成するための取組として位置付けられているところである。</p> <p>現状、温室効果ガスの排出削減については、京都議定書に掲げられた目標を大きく下回っており、今後その目標を達成していくためには、これまで進められてきた施策のみならず、土地の高度利用に際してエネルギーの共同利用に資する施設の導入を促すといった、低炭素都市の形成を促進する一層の取組を通じ、排出削減量の更なる上乘せを図る必要がある。</p>				

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う
		政策の達成目標	我が国の国際的な約束として掲げられた温室効果ガス削減目標を達成するため、土地の高度利用とエネルギーの共同利用を一体的に解決し、低炭素都市の形成を促進する。政策評価に係る指標としては、エネルギーの共同利用を促進する区域において新たに敷設される導管の距離を、平成 27 年度を目途に 5km 延長することを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5 年間
		同上の期間中の達成目標	政策評価に係る指標としては、エネルギーの共同利用を促進する区域において新たに敷設される導管の距離を、平成 27 年度を目途に 5km 延長することを目標とする。
	有効性	政策目標の達成状況	都市の低炭素化については、これまで市街地開発事業を契機に環境性にすぐれた地域冷暖房等の導入が進められてきたところであり、エネルギーの共同利用への関心は高いが必ずしも十分に普及していない。現状、温室効果ガスの排出削減については、京都議定書に掲げられた目標を大きく下回っており、エネルギーの共同利用の促進により低炭素都市の形成を推進し、温室効果ガスの排出削減を一層進めていく必要がある。
		要望の措置の適用見込み	本措置は都市機能が集積し土地が高度利用されている一定のエリアにおいて、エネルギーの共同利用を図るための制度であり、その適用区域は熱供給事業の実施区域と大きく異なるものではないと想定されるため、熱供給事業の新規地区数と同程度の年間 1 件程度の適用を見込んでいる。また、本措置は、能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものであり、適用に際し想定外に特定の者への偏りは生じない。
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	エネルギーの共同利用については、設備投資額が大きいことから必ずしも十分に普及が進んでいない状況にある。本措置は、エネルギーの供給プラントや個々の建築物への供給導管といったエネルギーの共同利用の実現において不可欠な資産への設備投資の負担を軽減するものであり、都市機能が集積しエネルギー消費が密集するエリア内におけるエネルギーの共同利用が促進され、温室効果ガスの排出削減に寄与することとなる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	エネルギーの共同利用のための熱供給を行う事業者に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の要望
		予算上の措置等の要求内容及び金額	先導的都市環境形成促進事業：592 百万円の内数

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>本措置は、多額の設備投資が必要となるエネルギーの共同利用の促進にあたって、その制約となっている開業初期のキャッシュフローの改善を通じて、事業の立ち上りを支援するものであり、同様の目的に資する支援措置は他にない。なお、都市計画手法の活用等がエネルギー事業者の採算性へ間接的に寄与する場合はあるものの、面整備と連携した場合に限定されていることから、明確な役割分担がなされているといえる。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>個々の資産取得者を個別に捕捉し、予算上補助していくことは行政の効率性の観点から非効率的であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、区域を限定した上で、一定期間継続して利用されるものに限って税制特例の対象とするものであることから、エネルギーの共同利用を促進するための必要最小限の措置といえる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
		<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

<p>制 度 名</p>	<p>エネルギーの共同利用のための設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の創設</p>			
<p>税 目</p>	<p>法人税</p>			
<p>要 望 の 内 容</p>	<p>エネルギーの共同利用に資する対象設備を取得し、一年以内に事業の用に供した場合、当該事業年度において、その取得価額の 30%に相当する額の特別償却（中小企業者は、取得価額の 7%の税額控除との選択が可能）を認める措置の新設。</p> <table border="1" data-bbox="874 902 1489 994"> <tr> <td data-bbox="874 902 1219 994"> <p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p> </td> <td data-bbox="1219 902 1489 994"> <p>▲ 1 3 3 百万円 （ 一百万円）</p> </td> </tr> </table>		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲ 1 3 3 百万円 （ 一百万円）</p>
<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>▲ 1 3 3 百万円 （ 一百万円）</p>			
<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>日本の都市を、温室効果ガスの排出が少ない「緑の都市」としていくため、中長期的な環境基準の在り方を明らかにしていくとともに、都市計画の在り方や都市再生・再開発の在り方を環境・低炭素化の観点から抜本的に見直す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>エネルギーの共同利用の典型である地域冷暖房は、個別熱源方式でのエネルギー消費に比べ、平均して約 1 割の効率改善を生み出すなど、地球温暖化対策に大きく寄与するものである。京都議定書目標達成計画や国土交通省成長戦略においても、エネルギーの共同利用は、我が国の温室効果ガス排出削減約束を達成するための取組として位置付けられているところである。</p> <p>現状、温室効果ガスの排出削減については、京都議定書に掲げられた目標を大きく下回っており、今後その目標を達成していくためには、これまで進められてきた施策のみならず、土地の高度利用に際してエネルギーの共同利用に資する施設の導入を促すといった、低炭素都市の形成を促進する一層の取組を通じ、排出削減量の更なる上乘せを図る必要がある。</p>			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>我が国の国際的な約束として掲げられた温室効果ガス削減目標を達成するため、土地の高度利用とエネルギーの共同利用を一体的に解決し、低炭素都市の形成を促進する。政策評価に係る指標としては、エネルギーの共同利用を促進する区域において新たに敷設される導管の距離を、平成 27 年度を目途に 5km 延長することを目標とする。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>5 年間</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策評価に係る指標としては、エネルギーの共同利用を促進する区域において新たに敷設される導管の距離を、平成 27 年度を目途に 5km 延長することを目標とする。</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>都市の低炭素化については、これまで市街地開発事業を契機に環境性にすぐれた地域冷暖房等の導入が進められてきたところであり、エネルギーの共同利用への関心は高いが必ずしも十分に普及していない。現状、温室効果ガスの排出削減については、京都議定書に掲げられた目標を大きく下回っており、エネルギーの共同利用の促進により低炭素都市の形成を推進し、温室効果ガスの排出削減を一層進めていく必要がある。</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>本措置は都市機能が集積し土地が高度利用されている一定のエリアにおいて、エネルギーの共同利用を図るための制度であり、その適用区域は熱供給事業の実施区域と大きく異なるものではないと想定されるため、熱供給事業の新規地区数と同程度の年間 1 件程度の適用を見込んでいる。また、本措置は、能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものであり、適用に際し想定外に特定の者への偏りは生じない。</p>
		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>エネルギーの共同利用については、設備投資額が大きいことから必ずしも十分に普及が進んでいない状況にある。本措置は、エネルギーの供給プラントや個々の建築物への供給導管といったエネルギーの共同利用の実現において不可欠な資産への設備投資の負担を軽減するものであり、都市機能が集積しエネルギー消費が密集するエリア内におけるエネルギーの共同利用が促進され、温室効果ガスの排出削減に寄与することとなる。</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>エネルギーの共同利用のための熱供給を行う事業者に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の要望</p>
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>先導的都市環境形成促進事業：592 百万円の内数</p>

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>本措置は、多額の設備投資が必要となるエネルギーの共同利用の促進にあたって、その制約となっている開業初期のキャッシュフローの改善を通じて、事業の立ち上りを支援するものであり、同様の目的に資する支援措置は他にない。なお、都市計画手法の活用等がエネルギー事業者の採算性へ間接的に寄与する場合はあるものの、面整備と連携した場合に限定されていることから、明確な役割分担がなされているといえる。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>個々の資産取得者を個別に捕捉し、予算上補助していくことは行政の効率性の観点から非効率的であり、税制上の特例措置によることが相当である。また、区域を限定した上で、一定期間継続して利用されるものに限って税制特例の対象とするものであることから、エネルギーの共同利用を促進するための必要最小限の措置といえる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
		<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>